

改正案	現行																				
<p>目次（現行のとおり）</p> <p>第一条から第七十九条まで（現行のとおり）</p> <p>別表第一から別表第七まで（現行のとおり）</p> <p>別表第八（第六十一条関係）</p> <p>評価書案等の提出時期</p>	<p>目次（略）</p> <p>第一条から第七十九条まで（略）</p> <p>別表第一から別表第七まで（略）</p> <p>別表第八（第六十一条関係）</p> <p>評価書案等の提出時期</p>																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="282 571 658 627">対象事業の種類</th> <th data-bbox="658 571 1066 627">提出時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="282 627 658 707">一から十二まで（現行のとおり）</td> <td data-bbox="658 627 1066 707">（現行のとおり）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="282 707 658 1034"> 十三 住宅団地の設置 </td> <td data-bbox="658 707 1066 1034"> 次に掲げる行為のうち、最初に 行う行為の前 (一)から(五)まで（現行のと おり） (六) 宅地造成及び特定盛土等 規制法（昭和三十六年法律第 百九十二号）第十二条第一項 の規定に基づく許可の申請 又は同法第十五条第一項の 規定に基づく協議 (七)及び(八)（現行のとおり） </td> </tr> <tr> <td data-bbox="282 1034 658 1114"> 十四から二十三まで（現 行のとおり） </td> <td data-bbox="658 1034 1066 1114">（現行のとおり）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="282 1114 658 1362"> 二十四 都市計画法第四条 第十一項に規定する第二 種特定工作物の設置又は 変更 </td> <td data-bbox="658 1114 1066 1362"> 次に掲げる行為のうち、最初 に行う行為の前 (一)から(二)まで（現行のと おり） (二) 宅地造成及び特定盛土等 規制法第十二条第一項の規 定に基づく許可の申請又は 同法第十五条第一項の規 定に基づく協議 </td> </tr> </tbody> </table>	対象事業の種類	提出時期	一から十二まで（現行のとおり）	（現行のとおり）	十三 住宅団地の設置	次に掲げる行為のうち、最初に 行う行為の前 (一)から(五)まで（現行のと おり） (六) 宅地造成及び特定盛土等 規制法（昭和三十六年法律第 百九十二号）第十二条第一項 の規定に基づく許可の申請 又は同法第十五条第一項の 規定に基づく協議 (七)及び(八)（現行のとおり）	十四から二十三まで（現 行のとおり）	（現行のとおり）	二十四 都市計画法第四条 第十一項に規定する第二 種特定工作物の設置又は 変更	次に掲げる行為のうち、最初 に行う行為の前 (一)から(二)まで（現行のと おり） (二) 宅地造成及び特定盛土等 規制法第十二条第一項の規 定に基づく許可の申請又は 同法第十五条第一項の規 定に基づく協議	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1153 571 1529 627">対象事業の種類</th> <th data-bbox="1529 571 1937 627">提出時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1153 627 1529 707">一から十二まで（略）</td> <td data-bbox="1529 627 1937 707">（略）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1153 707 1529 1034"> 十三 住宅団地の設置 </td> <td data-bbox="1529 707 1937 1034"> 次に掲げる行為のうち、最初 に行う行為の前 (一)から(五)まで（略） (六) 宅地造成等規制法（昭和 三十六年法律第百九十二号）第 八条第一項の規定に基づく 許可の申請又は同法第十一 条の規定に基づく協議 (七)及び(八)（略） </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1153 1034 1529 1114"> 十四から二十三まで（略） </td> <td data-bbox="1529 1034 1937 1114">（略）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1153 1114 1529 1362"> 二十四 都市計画法第四条 第十一項に規定する第二 種特定工作物の設置又は 変更 </td> <td data-bbox="1529 1114 1937 1362"> 次に掲げる行為のうち、最初 に行う行為の前 (一)から(二)まで（略） (二) 宅地造成等規制法第八 条第一項の規定に基づく許 可の申請又は同法第十一条の 規定に基づく協議 </td> </tr> </tbody> </table>	対象事業の種類	提出時期	一から十二まで（略）	（略）	十三 住宅団地の設置	次に掲げる行為のうち、最初 に行う行為の前 (一)から(五)まで（略） (六) 宅地造成等規制法（昭和 三十六年法律第百九十二号）第 八条第一項の規定に基づく 許可の申請又は同法第十一 条の規定に基づく協議 (七)及び(八)（略）	十四から二十三まで（略）	（略）	二十四 都市計画法第四条 第十一項に規定する第二 種特定工作物の設置又は 変更	次に掲げる行為のうち、最初 に行う行為の前 (一)から(二)まで（略） (二) 宅地造成等規制法第八 条第一項の規定に基づく許 可の申請又は同法第十一条の 規定に基づく協議
対象事業の種類	提出時期																				
一から十二まで（現行のとおり）	（現行のとおり）																				
十三 住宅団地の設置	次に掲げる行為のうち、最初に 行う行為の前 (一)から(五)まで（現行のと おり） (六) 宅地造成及び特定盛土等 規制法（昭和三十六年法律第 百九十二号）第十二条第一項 の規定に基づく許可の申請 又は同法第十五条第一項の 規定に基づく協議 (七)及び(八)（現行のとおり）																				
十四から二十三まで（現 行のとおり）	（現行のとおり）																				
二十四 都市計画法第四条 第十一項に規定する第二 種特定工作物の設置又は 変更	次に掲げる行為のうち、最初 に行う行為の前 (一)から(二)まで（現行のと おり） (二) 宅地造成及び特定盛土等 規制法第十二条第一項の規 定に基づく許可の申請又は 同法第十五条第一項の規 定に基づく協議																				
対象事業の種類	提出時期																				
一から十二まで（略）	（略）																				
十三 住宅団地の設置	次に掲げる行為のうち、最初 に行う行為の前 (一)から(五)まで（略） (六) 宅地造成等規制法（昭和 三十六年法律第百九十二号）第 八条第一項の規定に基づく 許可の申請又は同法第十一 条の規定に基づく協議 (七)及び(八)（略）																				
十四から二十三まで（略）	（略）																				
二十四 都市計画法第四条 第十一項に規定する第二 種特定工作物の設置又は 変更	次に掲げる行為のうち、最初 に行う行為の前 (一)から(二)まで（略） (二) 宅地造成等規制法第八 条第一項の規定に基づく許 可の申請又は同法第十一条の 規定に基づく協議																				

<p>二十五 建築物の建築の用に供する目的で行う土地の造成（一の項から十の項までの掲げるものに係る土地の造成を除く。）</p>	<p>(三)から(九)まで (現行のとおり)</p> <p>(二)に次に掲げる行為のうち、最初に行う行為の前(現行のとおり)</p> <p>(一)住宅造成及び特定盛土等に同法第十二条第一項の規定に基づき許可の申請又は同法第十五条第一項の規定に基づき協議</p> <p>(三)から(七)まで (現行のとおり)</p>
<p>二十六 (現行のとおり)</p>	<p>(現行のとおり)</p>

別表第九から別表第十二まで (現行のとおり)
 別記第一号様式から第四十九号様式まで (現行のとおり)

<p>二十五 建築物の建築の用に供する目的で行う土地の造成（一の項から十の項までの掲げるものに係る土地の造成を除く。）</p>	<p>(三)から(九)まで (略)</p> <p>(二)に次に掲げる行為のうち、最初に行う行為の前(略)</p> <p>(一)住宅造成等規制法第八條第一項の規定に基づき許可の申請又は同法第十一條の規定に基づき協議</p> <p>(三)から(七)まで (略)</p>
<p>二十六 (略)</p>	<p>(略)</p>

別表第九から別表第十二まで (略)
 別記第一号様式から第四十九号様式まで (略)